

このまち 津市で輝く

Vol.45



よみがえった伝統工芸品 津の名産品・茄子団扇

江戸時代後期、津藩士が考案した茄子団扇。京うちわの風情と、張うちわの丈夫さを兼ね備え、柄を茄子のへたに見立てたその名から、「成す」に通じる縁起物として将軍家へも献上されていた。しかし昭和40年代、その製作技法は後継者と共に途絶えた。

昭和50年代になり、「茄子団扇を再び津の名産品に」という声に応えたのが、市内で商店を営んでいた賀来信一さんと、その次男・隆さんだった。店に残っていた団扇を分解し、一から製造行程と道具の設計図を描いた。希少な材料を求め各地を訪れ、10年かけてついに再興を遂げた。信一さんの他界後は、隆さんの妻・智子さんが、病床の義父から受けた手ほどきと、隆さんの長年培った研究の成果を頼りに、日本唯一の技巧を継承した。

「伝統に縛られず、思うままに作っています」と話す智子さんは、歳月中で、茄子団扇に伊勢和紙を貼り、柄には伊賀くみひもをあしらった。まさに「三重の美しさが施された独創的な団扇は、かつてのものよりも細身で、女性の作り手ならではの優美さが表れている。「伝統だからと『続ける』のではなく、改良を重ねて『続く』こと」、意義があると思います」と、隆さん。復活を遂げた津の伝統工芸品は、形を変えながら未来へと続いていく。

伝統は「続ける」のではなく 形を変えて「続く」もの

茄子団扇職人

賀来 隆 (62)

Tomoko Kaku
Takashi Kaku
賀来 智子 (58)

結婚して以来、喧嘩したことはありません。

まさか伝統工芸の継承者になるなんて…(笑)



PROFILE

県指定伝統工芸品「茄子団扇」の技巧を現代に受け継いだのは、創業明治24年・賀来商店の4代目隆さんと、県外から嫁いだ智子さん。「家も職場も同じで、なんだかんだ24時間一緒に過ごしている」というおしどり夫婦。

広告掲載欄

弁護士法人 心

交通事故・後遺障害・過払い金・借金 所属弁護士 40名以上!!
相続・遺言・離婚・企業法務・労災・刑事他

交通事故・後遺障害 損害賠償額 過工等級
無料診断サービス

過払い金 無料診断サービス

遺言書 無料診断サービス

※主たる事務所は愛知県弁護士会所属 ※費用には例外や変更もありますので、詳しくはホームページをご覧ください。 ※本広告は令和2年1月時点のものです。

相談料0円 (交通事故被害・後遺障害・過払い金・借金・労災・刑事他 初回は無料 30分程度)

夜間・土日祝相談可 (要予約) 広告

平日 9時~22時 受付
土日祝 9時~18時

お問い合わせ 0120-41-2403

詳細は → <http://kokoro.law>

弁護士・スタッフ一丸となってサポートいたします!

津駅法律事務所 <三重弁護士会> 松阪駅法律事務所 松阪駅 1分
津駅 0.5分 <三重弁護士会>

他の事務所 名古屋駅・豊田駅・岐阜駅・東京駅近く

広報つ!

毎月1日・16日発行

●編集・発行
津市政策財務部広報課
〒514-8611
西丸之内23-1
☎059-229-3111
FAX 059-229-3339

●印刷
寿印刷工業株式会社

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、裏表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。